

奈良市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年2月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 中 本 勝
 同 松 下 幸 治
 同 太 田 晃 司

人権政策課

監査結果公表日 令和元年12月27日（奈良市監査委員告示第11号）

措置結果通知日 令和2年2月27日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>人権政策課</p> <p>住宅新築資金等貸付金特別会計で購入した切手について、一般会計で購入した切手と混同して切手類受払簿に記載し、管理していた。この原因は、住宅新築資金等貸付金特別会計の郵便料について、平成28年度以降予算計上がなかったため、今年度の繰越時に、誤って切手類受払簿を統合してしまったことであった。</p> <p>各会計における費用を適切に把握するため、郵便料の予算計上がなかったとしても、購入時の予算科目（目）及び切手の使用目的に従って、会計ごとに切手類受払簿を作成し、切手を管理されたい。</p> <p>人権文化センター（北、中、東、南）</p> <p>人権文化センターにおける歳出予算の執行において、実施の意思決定を諮る施行起案が、所長専決されている事例が散見された。</p> <p>奈良市事務専決規程第7条の所長等専決事項に限定列举されている項目に該当しないものについては、課長以上の決裁を受けられたい。</p>	<p>人権政策課</p> <p>住宅新築資金等貸付金特別会計で購入した切手の管理については、前年度末時点の住宅新築資金等貸付金特別会計用切手の保有額から今年度4月以降に同事務として使用した分を除いた残りの額の切手を、令和元年12月から住宅新築資金等貸付金特別会計用切手として切手類受払簿に記載し、一般会計で購入した切手とは分けて管理を行うように改めました。</p> <p>人権文化センター（北、中、東、南）</p> <p>監査の指摘を受けて、人権文化センターにおける歳出予算の執行において、実施の意思決定を諮る施行起案については、課長以上の決裁を受けるよう改めました。</p>